

ID: 231

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	措置に要する費用の徴収の猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	老人福祉法による費用の徴収に関する規則 第8条		
例 規 番 号	昭和55年規則第22号		
【根拠条文】 (徴収の猶予) 第8条 市長は、納入義務者が災害、疾病その他やむを得ない事由により納入期限までに当該徴収金を納入することが困難であると認めたときは、1年を限度として当該徴収金の徴収を猶予することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日